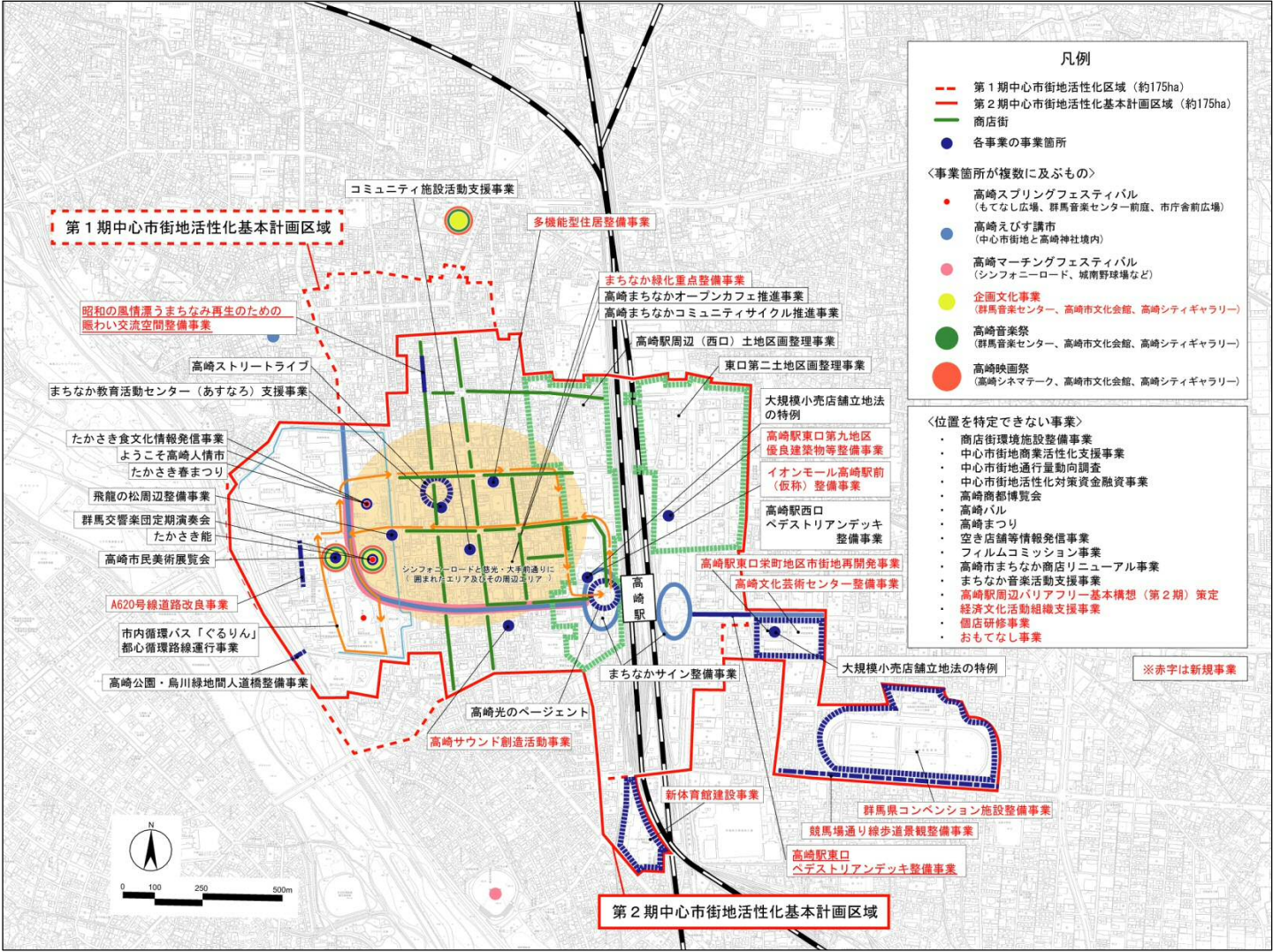
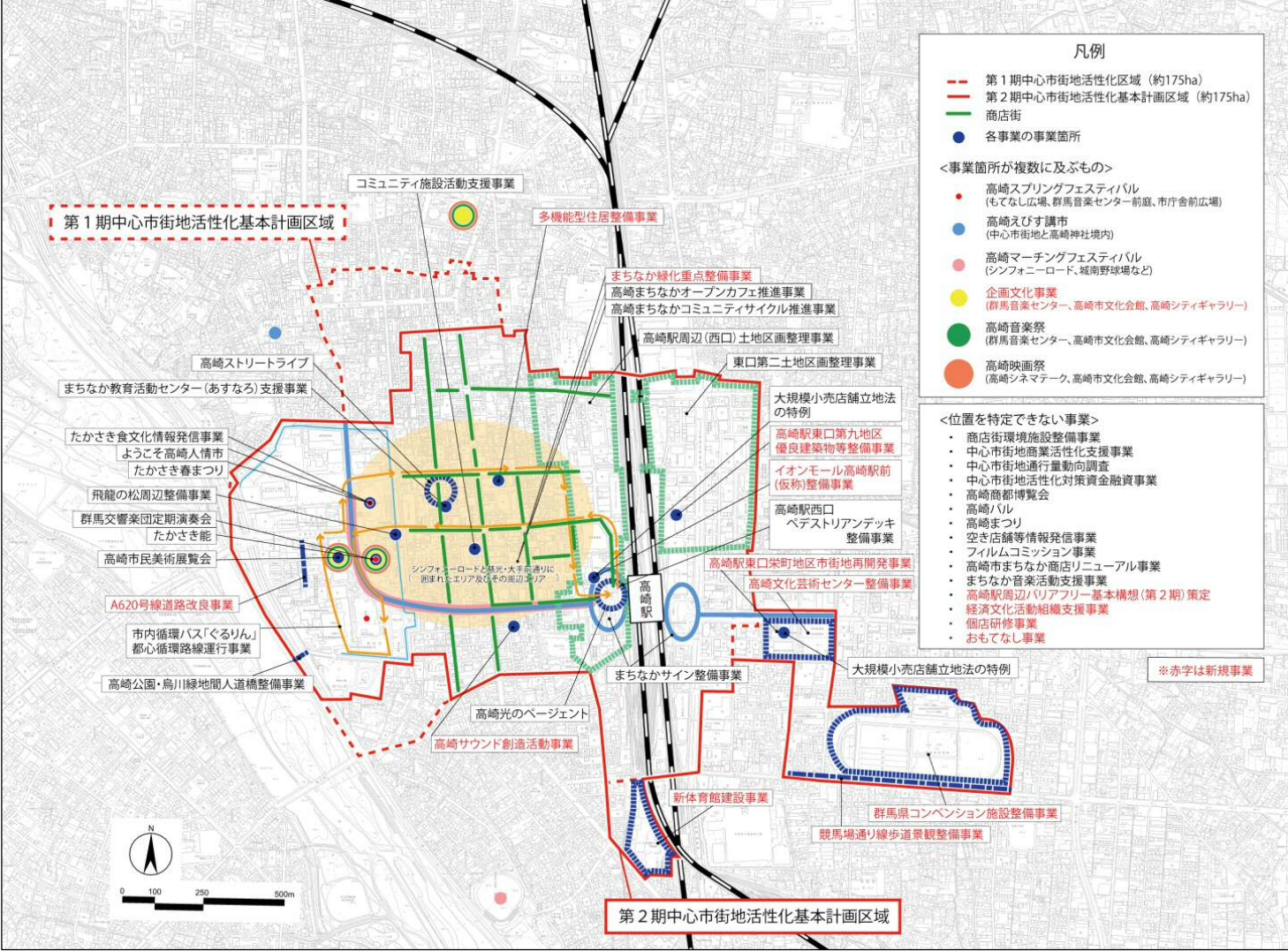


変 更 後	変 更 前
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略 2. 中心市街地の位置及び区域 〔1〕略 〔2〕区域 中心市街地活性化に係る施策や事業を効果的・効率的に実施するため、次の視点から新たな中心市街地活性化区域を設定します。 高崎駅東口に整備する「都市集客施設」や「群馬県コンベンション施設」、高崎駅南に位置する「新体育館」の整備は、高崎市の更なる発展を牽引するものであり、周辺都市を含めた広域圏を対象とした拠点的な役割を担うものです。 第2期期本計画では、これらの事業を区域に入れ、総合的に中心市街地の活性化を図ります。なお、第2期基本計画では、より重点的な取り組みを行うという観点から、第1期基本計画で指定した区域を見直しましたが、面積は第1期基本計画と変わらず、約175haとします。 ■中心市街地と事業の位置 	1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略 2. 中心市街地の位置及び区域 〔1〕略 〔2〕区域 中心市街地活性化に係る施策や事業を効果的・効率的に実施するため、次の視点から新たな中心市街地活性化区域を設定します。 高崎駅東口に整備する「都市集客施設」や「群馬県コンベンション施設」、高崎駅南に位置する「新体育館」の整備は、高崎市の更なる発展を牽引するものであり、周辺都市を含めた広域圏を対象とした拠点的な役割を担うものです。 第2期期本計画では、これらの事業を区域に入れ、総合的に中心市街地の活性化を図ります。なお、第2期基本計画では、より重点的な取り組みを行うという観点から、第1期基本計画で指定した区域を見直しましたが、面積は第1期基本計画と変わらず、約175haとします。 ■中心市街地と事業の位置 

■区域の町丁目一覧

区域内の町丁目	旭町、あら町、鍛冶町、北通町、鞆町、白銀町、真町、砂賀町、田町、通町、中紺屋町、檜物町、元紺屋町、寄合町、羅漢町、連雀町
一部が区域に入る町丁目	八島町、東町、江木町、栄町、下和田町4丁目、下和田町5丁目、高松町、鶴見町、和田町、柳川町、弓町、九蔵町、新紺屋町、宮元町、下横町、北双葉町、上中居町、岩押町

[3] 略

3 中心市街地活性化の目標 略

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業） 【内容】 多目的ホール等の建設 1.4ha 【実施時期】 平成22年度～ <u>平成30年度</u>	高崎市	群馬の玄関口である高崎駅の利便性や高速交通網を生かした広域誘客を図るため、芸術文化創造の拠点となる高崎文化芸術センターを整備し、賑わいと情報発信の拠点とする。この事業は、新たな音楽・芸術文化の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎駅東南地区）、暮らし・にぎわい再生事業（高崎駅東口地区）） 【実施時期】 平成26年度～平成29年度	
【事業名】 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高崎駅（西口）周辺土地区画整理事業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高崎駅西口ペDESTロリアンデッキ整備事業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)

■区域の町丁目一覧

区域内の町丁目	旭町、あら町、鍛冶町、北通町、鞆町、白銀町、真町、砂賀町、田町、通町、中紺屋町、檜物町、元紺屋町、寄合町、羅漢町、連雀町
一部が区域に入る町丁目	八島町、東町、江木町、栄町、下和田町4丁目、下和田町5丁目、高松町、鶴見町、和田町、柳川町、弓町、九蔵町、新紺屋町、宮元町、下横町、北双葉町、上中居町、岩押町

[3] 略

3 中心市街地活性化の目標 略

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業） 【内容】 多目的ホール等の建設 1.4ha 【実施時期】 平成22年度～ <u>平成29年度</u>	高崎市	群馬の玄関口である高崎駅の利便性や高速交通網を生かした広域誘客を図るため、芸術文化創造の拠点となる高崎文化芸術センターを整備し、賑わいと情報発信の拠点とする。この事業は、新たな音楽・芸術文化の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎駅東南地区）、暮らし・にぎわい再生事業（高崎駅東口地区）） 【実施時期】 平成26年度～平成29年度	
【事業名】 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高崎駅（西口）周辺土地区画整理事業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高崎駅西口ペDESTロリアンデッキ整備事業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)

	(4) に移設												
	【事業名】 高崎公園・烏川緑地間人道橋整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)								
	【事業名】 競馬場通り線歩道景観整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)								
	(4) に移設												
	<u>【事業名】</u> <u>高崎駅東口ペDESTリアンデッキ整備事業</u> <u>【内容】</u> <u>ペDESTリアンデッキの整備 L=170m</u> <u>【実施時期】</u> <u>平成 28 年度～</u> <u>平成 29 年度</u>	<u>高崎市</u>	<u>高崎駅東口に整備される集客施設と接続することで、安全・快適な歩行者空間を確保するとともに、高崎駅東西の回遊性と賑わいの向上を図る。</u> <u>この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要なである。</u>	<u>【支援措置】</u> <u>社会資本整備総合交付金</u> <u>(都市再生整備計画事業</u> <u>(高崎市中心市街地地区))</u> <u>【実施時期】</u> <u>平成 28 年度～</u> <u>平成 29 年度</u>									
(2) ② 略													
(3) 略													
(4) 国の支援措置がないその他の事業													
	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項								

	【事業名】 飛龍の松周辺整備事業 【内容】 飛龍の松の周辺整備 【実施時期】 平成 26 年度～ <u>平成 27 年度</u>	高崎市	飛龍の松周辺を整備することにより、高崎城乾櫓や東門、群馬音楽センターなど、周辺景観との一体感を確保するとともに、憩いと回遊性の向上を図る。 この事業は、歴史的・文化的な地域資源の新たな魅力に繋がることから、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要なである。	<u>【支援措置】</u> <u>社会資本整備総合交付金</u> <u>(都市再生整備計画事業</u> <u>(高崎市中心市街地地区))</u> <u>【実施時期】</u> <u>平成 27 年度</u>	
	【事業名】 高崎公園・烏川緑地間人道橋整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	【事業名】 競馬場通り線歩道景観整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	【事業名】 高崎駅周辺バリアフリー基本構想（第 2 期）策定 【内容】 バリアフリー基本構想の策定 【実施時期】 平成 26 年度～ <u>平成 27 年度</u>	高崎市	高崎駅周辺を訪れる多くの人々の安全で快適な歩行者空間を確保するため、バリアフリー基本構想（第 2 期）を策定する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要なである。	<u>【支援措置】</u> <u>社会資本整備総合交付金</u> <u>(都市再生整備計画事業</u> <u>(高崎市中心市街地地区))</u> <u>【実施時期】</u> <u>平成 26 年度～</u> <u>平成 27 年度</u>	
	新規追加				
(2) ② 略					
(3) 略					
(4) 国の支援措置がないその他の事業					
	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

	【事業名】 東口第二土地区画整理事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 東口第二土地区画整理事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	【事業名】 まちなか緑化重点整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 まちなか緑化重点整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	【事業名】 A620 号線道路改良事業 【内容】 道路改良事業 L=150m 【実施時期】 <u>平成 26 年度～</u> <u>平成 29 年度</u>	高崎市	国立病院機構高崎医療センターの新築に伴い、主たる進入路である本路線のバリアフリー化を図り、自動車交通量の増加や路線バスの運行本数の増加、高齢者や障がい者の歩行空間の利便性を向上させる。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要なである。				【事業名】 A620 号線道路改良事業 【内容】 道路改良事業 L=150m 【実施時期】 <u>平成26年度</u>	高崎市	国立病院機構高崎医療センターの新築に伴い、主たる進入路である本路線のバリアフリー化を図り、自動車交通量の増加や路線バスの運行本数の増加、高齢者や障がい者の歩行空間の利便性を向上させる。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要なである。			
	【事業名】 イオンモール高崎駅前 (仮称) 整備事業 【内容】 商業施設の整備 【実施時期】 平成 26 年度～ <u>平成 29 年度</u>	イオンモール（株）	既存のビブレを閉店、解体し、新たにイオンモール高崎駅前（仮称）を整備し、広域からの集客向上と商業拠点の機能強化を図る。 この事業は、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要なである。				【事業名】 イオンモール高崎駅前 (仮称) 整備事業 【内容】 商業施設の整備 【実施時期】 平成 26 年度～ <u>平成 28 年度</u>	イオンモール（株）	既存のビブレを閉店、解体し、新たにイオンモール高崎駅前（仮称）を整備し、広域からの集客向上と商業拠点の機能強化を図る。 この事業は、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要なである。			
	【事業名】 飛龍の松周辺整備事業 【内容】 飛龍の松の周辺整備 【実施時期】 平成 26 年度～ <u>平成 32 年度</u>	高崎市	飛龍の松周辺を整備することにより、高崎城乾櫓や東門、群馬音楽センターなど、周辺景観との一体感を確保するとともに、憩いと回遊性の向上を図る。 この事業は、歴史的・文化的な地域資源の新たな魅力に繋がることから、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要なである。				(2) ①からの移設					
	【事業名】 高崎駅周辺バリアフリー基本構想（第 2 期）策定 【内容】 バリアフリー基本構想の策定 【実施時期】 平成 26 年度～ <u>平成 28 年度</u>	高崎市	高崎駅周辺を訪れる多くの人々の安全で快適な歩行者空間を確保するため、バリアフリー基本構想（第 2 期）を策定する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要なである。				(2) ①からの移設					

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 地域交流センター整備事業 （高崎文化芸術センター整備事業） ※再掲 89 ページ参照 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	【事業名】 地域交流センター整備事業 （高崎文化芸術センター整備事業） ※再掲 89 ページ参照 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 新体育館建設事業 【内容】 新体育館の建設 2.2ha 【実施時期】 平成 24 年度～ 平成 28 年度	高崎市	老朽化した中央体育館を移転、新築し、市民が利用しやすい施設・設備とすることで、市民スポーツの普及と振興を図る。 この事業は、新たな中心市街地の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎駅東南地区）と一体の効果促進事業） 【実施時期】 平成 26 年度～ <u>平成 28 年度</u>		【事業名】 新体育館建設事業 【内容】 新体育館の建設 2.2ha 【実施時期】 平成 24 年度～ 平成 28 年度	高崎市	老朽化した中央体育館を移転、新築し、市民が利用しやすい施設・設備とすることで、市民スポーツの普及と振興を図る。 この事業は、新たな中心市街地の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎駅東南地区）と一体の効果促進事業） 【実施時期】 平成 26 年度～ <u>平成 27 年度</u>	
【事業名】 経済文化活動組織支援事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	【事業名】 経済文化活動組織支援事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 群馬県コンベンション施設整備事業 【内容】 コンベンション施設の整備 10.8ha 【実施時期】 平成 25 年度～ <u>平成 31 年度</u>	群馬県	平成 16 年に廃止された高崎競馬場跡地に大規模展示場、メインホール、 <u>大規模な学術会議</u> に対応する会議室を備えたコンベンション施設を整備する。 整備により様々な催しを誘致することができるとともに、宿泊や飲食等、来場者による経済効果が期待できる。さらに、展示会、見本市など <u>の開催を通じて、新たな経済需要を喚起して群馬県の経済の維持・発展を図る。</u> この事業は、新たな中心市街地の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“高い集客力を生かした経済活動にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（ <u>群馬県</u> コンベンション地区）） 【実施時期】 平成 26 年度～ <u>平成 30 年度</u>		【事業名】 群馬県コンベンション施設整備事業 【内容】 コンベンション施設の整備 10.8ha 【実施時期】 平成 25 年度～ <u>平成 29 年度</u>	群馬県	平成 16 年に廃止された高崎競馬場跡地に大規模展示場、メインホール、 <u>国際会議</u> に対応する会議室を備えたコンベンション施設を整備する。 整備により様々な催しを誘致することができるとともに、宿泊や飲食等、来場者による経済効果が期待できる。さらに、展示会、見本市などから <u>新たな産業振興が図られる。</u> この事業は、新たな中心市街地の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“高い集客力を生かした経済活動にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（ <u>高崎駅東口</u> コンベンション地区）） 【実施時期】 平成 26 年度～ <u>平成 29 年度</u>	

(2)② 略

(3) 略

(4) 略

6．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2)① 略

(2)② 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 多機能型住居整備事業 【内容】 多世代交流施設などの建設 0.27ha 【実施時期】 平成26年度～ <u>平成28年度</u>	医療法人 社団山崎会 <u>ほか</u>	多機能型住居（子ども預かり施設、 <u>福祉</u> センター、多世代交流施設、学生向け住宅など）を整備し、中心市街地の交流と賑わいの向上を図る。 この事業は、歩いてみたい、訪れてみたい、住んでみたい拠点・回遊性の向上に寄与することから、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 高齢者等居住安定化推進事業 【実施時期】 平成26年度～ <u>平成28年度</u>	

(4) 略

7．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 中心市街地商業活性化支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2)② 略

(3) 略

(4) 略

6．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2)① 略

(2)② 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 多機能型住居整備事業 【内容】 多世代交流施設などの建設 0.27ha 【実施時期】 平成26年度～ <u>平成27年度</u>	医療法人 社団山崎会	多機能型住居（子ども預かり施設、 <u>長寿</u> センター、多世代交流施設、学生・ <u>研究者向け住宅</u> 、 <u>中高年</u> 向け住宅など）を整備し、中心市街地の交流と賑わいの向上を図る。 この事業は、歩いてみたい、訪れてみたい、住んでみたい拠点・回遊性の向上に寄与することから、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 高齢者等居住安定化推進事業 【実施時期】 平成26年度～ <u>平成27年度</u>	

(4) 略

7．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 中心市街地商業活性化支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	【事業名】 ようこそ高崎人情市 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 ようこそ高崎人情市 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	【事業名】 高崎スプリングフェスティ バル (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 高崎スプリングフェスティ バル (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	【事業名】 高崎マーチングフェスティ バル (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 高崎マーチングフェスティ バル (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	【事業名】 高崎ストリートライブ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 高崎ストリートライブ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	【事業名】 高崎まつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 高崎まつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	【事業名】 たかさき能 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 たかさき能 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	【事業名】 高崎えびす講市 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 高崎えびす講市 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	【事業名】 高崎映画祭 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 高崎映画祭 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	【事業名】 たかさき食文化情報発信事 業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 たかさき食文化情報発信事 業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	【事業名】 高崎商都博覧会 【内容】 中心市街地の大型店 <u>4</u> 店に よるイベントの開催 【実施時期】 平成 22 年度～	高 崎 商 工 会議所 高 崎 商 都 博 覧 会 実 行委員会	商都高崎の魅力を発信するた め、中心市街地の大型店 <u>4</u> 店舗 をパビリオンと位置付け、各店 が趣向を凝らしたイベントを開 催する。 <u>春</u> に行われるこの事業によ り、来訪者数の増加、賑わいの 向上、大型店周辺の商店街の活 性化、商都高崎の魅力を PR す る。 この事業は、“市民・まちな か居住者・広域来訪者が楽しく 回遊できるまち”、“高い集客 力を生かした経済活力にあふれ るまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活 性化ソフト事 業 【実施時期】 平成 26 年度～			【事業名】 高崎商都博覧会 【内容】 中心市街地の大型店 <u>5</u> 店に よるイベントの開催 【実施時期】 平成 22 年度～	高 崎 商 工 会議所 高 崎 商 都 博 覧 会 実 行委員会	商都高崎の魅力を発信するた め、中心市街地の大型店 <u>5</u> 店舗 をパビリオンと位置付け、各店 が趣向を凝らしたイベントを開 催する。 <u>春と秋</u> に行われるこの事業によ り、来訪者数の増加、賑わいの 向上、大型店周辺の商店街の 活性化、商都高崎の魅力を PR す る。 この事業は、“市民・まちな か居住者・広域来訪者が楽しく 回遊できるまち”、“高い集客 力を生かした経済活力にあふれ るまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活 性化ソフト事 業 【実施時期】 平成 26 年度～		
	【事業名】 高崎バル (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 高崎バル (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

【事業名】 高崎まちなかオープンカフェ推進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 コミュニティ施設活動支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 <u>昭和の風情漂うまちなみ再生のための賑わい交流空間整備事業</u> 【内容】 <u>賑わい交流空間の整備</u> <u>L=110m</u> 【実施期間】 <u>平成 27 年度～</u> <u>平成 28 年度</u>	(一財) <u>高崎市都市整備公社</u>	<u>通りの賑わいと活力の向上を図るため、昭和の風情漂う飲食店街の整備を進める。</u> <u>また、連続した交流空間を創出するため、通りに屋根を設置する。</u> <u>通りをこれら様々な手法を組み合わせることの相乗効果で新たな賑わいの発信拠点とする。</u> <u>この事業は、市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまちの実現に必要である。</u>	【支援措置】 <u>地域・まちなか商業活性化支援事業（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的事業</u> 【実施時期】 <u>平成 28 年度</u>		
(2) ② 略 (3) 略 (4) 国の支援措置がないその他の事業					
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	
【事業名】 高崎市まちなか商店リニューアル助成事業 【内容】 店舗等のリニューアルを支援 【実施時期】 平成 25 年度～ <u>平成 28 年度</u>	高崎市	高崎市内の店舗等で新たに競争力をつけるために行うリニューアル工事にかかった費用の 2 分の 1 を支援する。この事業により、店舗等の魅力や集客力、賑わいや回遊性が向上し、中心市街地の活性化に寄与する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金 【実施時期】 平成 25 年度～ <u>平成 28 年度</u>		

【事業名】 高崎まちなかオープンカフェ推進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 コミュニティ施設活動支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
新規追加					
(2) ② 略 (3) 略 (4) 国の支援措置がないその他の事業					
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	
【事業名】 高崎市まちなか商店リニューアル助成事業 【内容】 店舗等のリニューアルを支援 【実施時期】 平成 25 年度～ <u>平成27年度</u>	高崎市	高崎市内の店舗等で新たに競争力をつけるために行うリニューアル工事にかかった費用の 2 分の 1 を支援する。この事業により、店舗等の魅力や集客力、賑わいや回遊性が向上し、中心市街地の活性化に寄与する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金 【実施時期】 平成 25 年度～ <u>平成 27 年度</u>		

	【事業名】 個店研修事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 個店研修事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	【事業名】 おもてなし事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 おもてなし事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	【事業名】 高崎光のページェント (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 高崎光のページェント (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	【事業名】 高崎市中心市街地活性化対 策資金融資事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 高崎市中心市街地活性化対 策資金融資事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	【事業名】 イオンモール高崎駅前（仮 称）整備事業 ※再掲 93 ページ参照（略）	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 イオンモール高崎駅前（仮 称）整備事業 ※再掲 93 ページ参照（略）	(略)	(略)	(略)	(略)	
	【事業名】 商店街環境施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 商店街環境施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	【事業名】 中心市街地通行量動向調査 事業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 中心市街地通行量動向調査 事業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)	
	【事業名】 空き店舗等情報発信事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 空き店舗等情報発信事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	【事業名】 フィルムコミッション事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 フィルムコミッション事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	【事業名】 たかさき春まつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 たかさき春まつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	【事業名】 高崎音楽祭 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 高崎音楽祭 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	【事業名】 高崎市民美術展覧会 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 高崎市民美術展覧会 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	【事業名】 群馬交響楽団定期演奏会 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 群馬交響楽団定期演奏会 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	【事業名】 まちなか教育活動センター （あすなろ）運営事業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 まちなか教育活動センター （あすなろ）運営事業（略）	(略)	(略)	(略)	(略)	

【事業名】 まちなか音楽活動助成事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高崎サウンド創造活動事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 企画文化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略
- (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなかサイン整備事業 【内容】 中心市街地の主要地点に情報発信サインを設置 【実施時期】 平成 23 年度～ <u>平成 30 年度</u>	高崎市	コンパクトで歩いて回遊できる中心市街地形成のため、公共施設のほか、商業・文化・歴史など、魅力ある中心市街地の情報を発信し、まちなかへの来訪者を誘導し回遊させ、人の交流とまちの賑わいを創出する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎市中心市街地地区）） 【実施時期】 平成 26 年度～ <u>平成 30 年度</u>	(略)
【事業名】 高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業 ※再掲 105 ページ参照				

- (2) ② 略
- (3) 略
- (4) 国の支援のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 市内循環バス「ぐるりん」 都心循環線運行事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) ①に移設				

【事業名】 まちなか音楽活動助成事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高崎サウンド創造活動事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 企画文化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

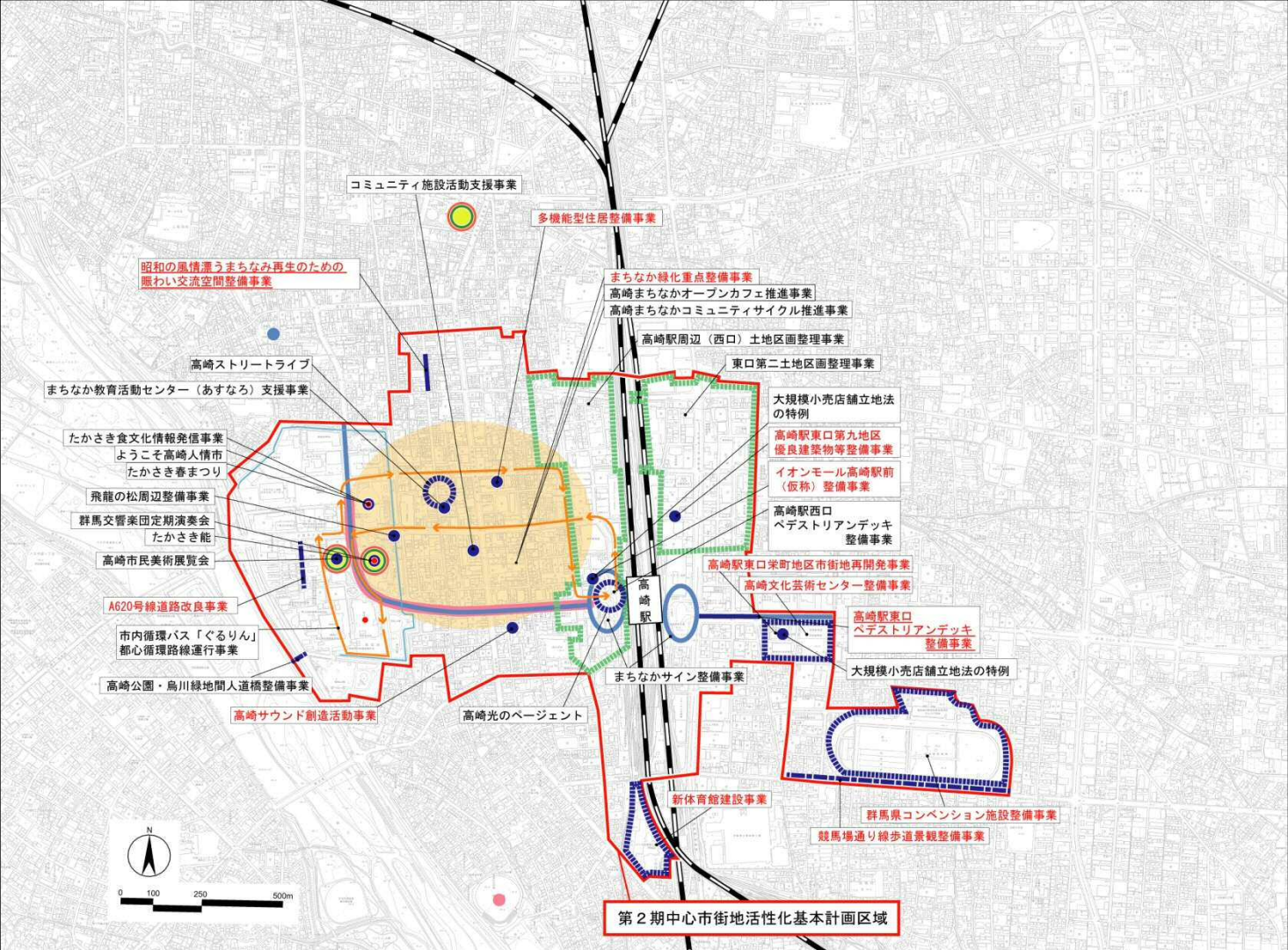
- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略
- (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなかサイン整備事業 【内容】 中心市街地の主要地点に情報発信サインを設置 【実施時期】 平成 23 年度～ <u>平成 27 年度</u>	高崎市	コンパクトで歩いて回遊できる中心市街地形成のため、公共施設のほか、商業・文化・歴史など、魅力ある中心市街地の情報を発信し、まちなかへの来訪者を誘導し回遊させ、人の交流とまちの賑わいを創出する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎市中心市街地地区）） 【実施時期】 平成 26 年度～ <u>平成 27 年度</u>	
(4) からの移設				

- (2) ② 略
- (3) 略
- (4) 国の支援のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 市内循環バス「ぐるりん」 都心循環線運行事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業 ※再掲 105 ページ参照				

■ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



凡例

- 第2期中心市街地活性化基本計画区域 (約175ha)
- 各事業の事業箇所

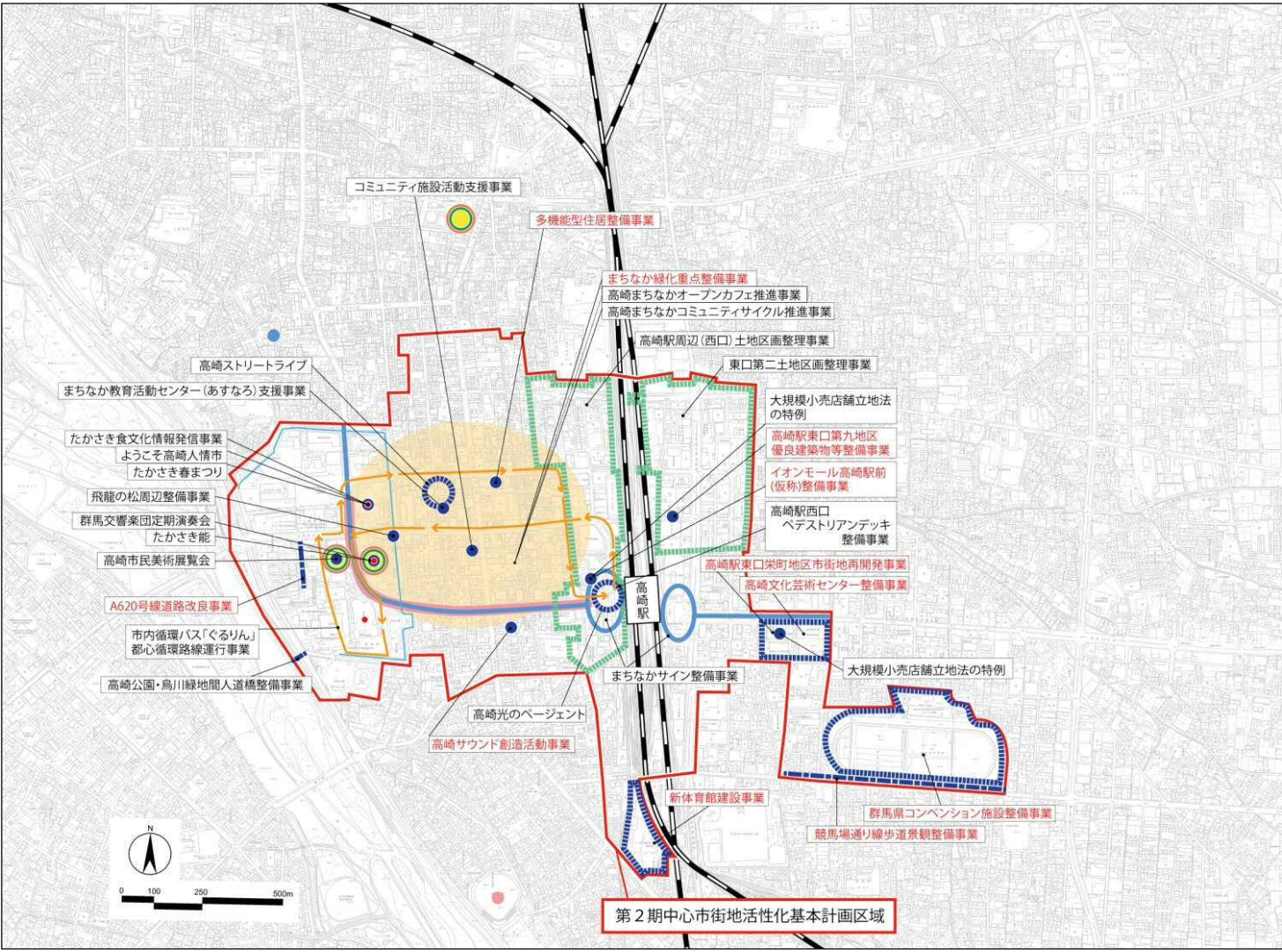
<事業箇所が複数に及ぶもの>

- 高崎スプリングフェスティバル (もてなし広場、群馬音楽センター前庭、市庁舎前広場)
- 高崎えびす講市 (中心市街地と高崎神社境内)
- 高崎マーチングフェスティバル (シンフォニーロード、城南野球場など)
- 企画文化事業 (群馬音楽センター、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー)
- 高崎音楽祭 (群馬音楽センター、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー)
- 高崎映画祭 (高崎シネマテーク、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー)

<位置を特定できない事業>

- 商店街環境施設整備事業
- 中心市街地商業活性化支援事業
- 中心市街地通行量動向調査
- 中心市街地活性化対策金融融資事業
- 高崎商都博覧会
- 高崎バル
- 高崎まつり
- 空き店舗等情報発信事業
- フィルムコミッション事業
- 高崎市まちなか商店リニューアル事業
- まちなか音楽活動支援事業
- 高崎駅周辺バリアフリー基本構想(第2期)策定
- 経済文化活動組織支援事業
- 個店研修事業
- おもてなし事業

■ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



凡例

- 第2期中心市街地活性化基本計画区域 (約175ha)
- 各事業の事業箇所

<事業箇所が複数に及ぶもの>

- 高崎スプリングフェスティバル (もてなし広場、群馬音楽センター前庭、市庁舎前広場)
- 高崎えびす講市 (中心市街地と高崎神社境内)
- 高崎マーチングフェスティバル (シンフォニーロード、城南野球場など)
- 企画文化事業 (群馬音楽センター、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー)
- 高崎音楽祭 (群馬音楽センター、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー)
- 高崎映画祭 (高崎シネマテーク、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー)

<位置を特定できない事業>

- 商店街環境施設整備事業
- 中心市街地商業活性化支援事業
- 中心市街地通行量動向調査
- 中心市街地活性化対策金融融資事業
- 高崎商都博覧会
- 高崎バル
- 高崎まつり
- 空き店舗等情報発信事業
- フィルムコミッション事業
- 高崎市まちなか商店リニューアル事業
- まちなか音楽活動支援事業
- 高崎駅周辺バリアフリー基本構想(第2期)策定
- 経済文化活動組織支援事業
- 個店研修事業
- おもてなし事業

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 中心市街地活性化協議会に関する事項

高崎商工会議所と一般財団法人高崎市都市整備公社が中心となり、民間事業者、地域関係者、行政が協働して中心市街地の活性化を実現するために、中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項の規定に基づき、平成19年12月18日、「高崎市中心市街地活性化協議会」が設立されました。

協議会では、高崎市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに内閣総理大臣から認定を受けた基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、高崎市中心市街地の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的としています。

第2期基本計画の策定では、平成25年10月に協議会を開催し、計画の方向性を協議しました。その後の最終案については平成26年1月に開催した協議会で検討や意見交換を行った結果、次の意見書が市長あて提出されています。

■協議会の開催経過等

会議名	概要
中心市街地活性化協議会 (平成25年10月7日)	協議会構成員について 委嘱状の交付について 基本計画(素案)について ・区域の変更や目標の設定、今後のスケジュールなどの認識を共有
中心市街地活性化協議会 (平成26年1月9日)	基本計画(素案)について 今後のスケジュールについて 意見書について
中心市街地活性化協議会 (平成27年1月23日)	第2期基本計画の変更について
<u>中心市街地活性化協議会 (平成28年1月18日)</u>	<u>第2期基本計画の変更について</u>

■高崎市中心市街地活性化協議会の構成員

区分	構成員		所属団体 役職	委員名	備考
	根拠法令	団体名			
経済活力の 向上	法第15条第1項関係 (商工会議所)	高崎商工会議所	会頭	原 浩一郎	会長
			専務理事	矢澤敏彦	
			小売部会長	吉村修二	
都市機能の 増進	法第15条第1項関係 (中心市街地整備推進機構)	一財)高崎市都市 整備公社	専務理事	<u>清水 薫</u>	副会長
市街地の整 備改善	法第15条第4項関係 (市等)	高崎市	商工観光部長	<u>齋藤達也</u>	
			都市整備部長	山口 聡	

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 中心市街地活性化協議会に関する事項

高崎商工会議所と一般財団法人高崎市都市整備公社が中心となり、民間事業者、地域関係者、行政が協働して中心市街地の活性化を実現するために、中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項の規定に基づき、平成19年12月18日、「高崎市中心市街地活性化協議会」が設立されました。

協議会では、高崎市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに内閣総理大臣から認定を受けた基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、高崎市中心市街地の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的としています。

第2期基本計画の策定では、平成25年10月に協議会を開催し、計画の方向性を協議しました。その後の最終案については平成26年1月に開催した協議会で検討や意見交換を行った結果、次の意見書が市長あて提出されています。

■協議会の開催経過等

会議名	概要
中心市街地活性化協議会 (平成25年10月7日)	協議会構成員について 委嘱状の交付について 基本計画(素案)について ・区域の変更や目標の設定、今後のスケジュールなどの認識を共有
中心市街地活性化協議会 (平成26年1月9日)	基本計画(素案)について 今後のスケジュールについて 意見書について
中心市街地活性化協議会 (平成27年1月23日)	第2期基本計画の変更について
新規追加	新規追加

■高崎市中心市街地活性化協議会の構成員

区分	構成員		所属団体 役職	委員名	備考
	根拠法令	団体名			
経済活力の 向上	法第15条第1項関係 (商工会議所)	高崎商工会議所	会頭	原 浩一郎	会長
			専務理事	矢澤敏彦	
			小売部会長	吉村修二	
都市機能の 増進	法第15条第1項関係 (中心市街地整備推進機構)	一財)高崎市都市 整備公社	専務理事	<u>横手卓敏</u>	副会長
市街地の整 備改善	法第15条第4項関係 (市等)	高崎市	商工観光部長	<u>深澤忠雄</u>	
			都市整備部長	山口 聡	

	商業活性化	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	高崎商店街連盟 (株)スズラン高崎店	代表幹事 執行役員店長	友 光 勇 一 渡 辺 剛	
	公共交通機 関の利便増 進	法第 15 条第 4 項関係 (交通事業者)	東日本旅客鉄道(株)	執行役員 高崎支社長	黒 岩 雅 夫	
	関係行政機 関	法第 15 条第 7 項関係 (治安・防災)	高崎警察署	署長	小 林 政 夫	
		法第 15 条第 7 項関係 (関係行政機関)	群馬県産業経済部 商政課	課長	<u>上原英之</u>	
	地域経済代 表	法第 15 条第 8 項関係 (地域経済)	高崎信用金庫	理事長	新 井 久 男	
	地域メディ ア	法第 15 条第 8 項関係 (地域メディア)	(株)ラジオ高崎	代表取締役社長	<u>菅田明則</u>	
	観光	法第 15 条第 8 項関係 (観光)	一社) 高崎観光協 会	会長	安藤震太郎	
	※法第 15 条第 1 項：中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわ しい者及び経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者 ※法第 15 条第 4 項：基本計画で定められた事業を実施しようとする者、認定基本計画及びその実施に関し 密接な関係を有する者、当該市町村 ※法第 15 条第 7 項：関係行政機関等、必要があると認める者 ※法第 15 条第 8 項：必要な協力を求めることができる者					
	(6) 略					
	1 0．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項　略					
	1 1．その他中心市街地の活性化のために必要な事項　略					
	1 2．認定基準に適合していることの説明　略					
	商業活性化	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	高崎商店街連盟 (株)スズラン高崎店	代表幹事 執行役員店長	友 光 勇 一 渡 辺 剛	
	公共交通機 関の利便増 進	法第 15 条第 4 項関係 (交通事業者)	東日本旅客鉄道(株)	執行役員 高崎支社長	黒 岩 雅 夫	
	関係行政機 関	法第 15 条第 7 項関係 (治安・防災)	高崎警察署	署長	小 林 政 夫	
		法第 15 条第 7 項関係 (関係行政機関)	群馬県産業経済部 商政課	課長	<u>金井豊幸</u>	
	地域経済代 表	法第 15 条第 8 項関係 (地域経済)	高崎信用金庫	理事長	新 井 久 男	
	地域メディ ア	法第 15 条第 8 項関係 (地域メディア)	(株)ラジオ高崎	代表取締役社長	<u>末村 欽也</u>	
	観光	法第 15 条第 8 項関係 (観光)	一社) 高崎観光協 会	会長	安藤震太郎	
	※法第 15 条第 1 項：中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわ しい者及び経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者 ※法第 15 条第 4 項：基本計画で定められた事業を実施しようとする者、認定基本計画及びその実施に関し 密接な関係を有する者、当該市町村 ※法第 15 条第 7 項：関係行政機関等、必要があると認める者 ※法第 15 条第 8 項：必要な協力を求めることができる者					
	(6) 略					
	1 0．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項　略					
	1 1．その他中心市街地の活性化のために必要な事項　略					
	1 2．認定基準に適合していることの説明　略					